

宇治市監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 31 年 1 月 7 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
水谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成30年度建設部及び上下水道部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成30年10月2日から平成30年11月21日まで

第4 監査の概要

この監査は、建設部維持課、施設建築課、住宅課、雨水対策課（上下水道部雨水対策課を含む。）における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から同年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

補助金支出状況（維持課・住宅課）

委託料支出状況（維持課・住宅課・雨水対策課）

工事請負費支出状況（維持課・住宅課・雨水対策課）

賃借料支出状況（施設建築課・住宅課）

市営住宅使用料収入状況（住宅課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 維持課

- (1) 補助金支出状況について
特になし。
- (2) 委託料支出状況について
特になし。
- (3) 工事請負費支出状況について
特になし。

2 施設建築課

- (1) 賃借料支出状況について
特になし。

3 住宅課

- (1) 市営住宅使用料収入状況について
滞納使用料の債権管理について、不十分な点が見受けられた。適正な管理に努められたい。なお、平成 24 年度の前々回定期監査及び平成 27 年度の前回定期監査等において、市営住宅使用料の滞納繰越分に関して、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (2) 補助金支出状況について
特になし。
- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 工事請負費支出状況について
特になし。
- (5) 賃借料支出状況について
特になし。

4 雨水対策課

- (1) 委託料支出状況について
特になし。
- (2) 工事請負費支出状況について
特になし。